

委員長報告

[目 次]

- 4 今後の埼玉県インフラ整備について
- 5 若年層を中心とした多重債務問題について
 - (1) 埼玉県内の多重債務問題の現状について
 - (2) 多重債務問題の予防策について
- 6 ねんりんピックを契機とした高齢者が活躍できる社会づくりについて
- 7 本県における個人県民税の収納対策について
- 8 医療的ケア児等の短期入所サービスの充実について
- 9 地域コミュニティの衰退と県の支援の在り方について
 - (1) 地域コミュニティの現状について
 - (2) 地域コミュニティに係る市町村支援について
- 10 放課後児童クラブについて
 - (1) 放課後児童クラブにおける人材の確保について
 - (2) 放課後児童クラブの質の確保について
- 11 地元問題について
 - (1) 一級河川江川の浸水被害対策について
 - (2) 県道桶川停車場線の整備について

頁

常任委員会

企 画 財 政	21
総 務 県 民 生 活	21
環 境 農 林	22
福 祉 保 健 医 療	22
産 業 労 働 企 業	23
県 土 都 市 整 備	23
文 教	24
警察危機管理防災	25

特別委員会

自然再生・循環社会対策	25
地方創生・行財政改革	26
公 社 事 業 対 策	26
少子・高齢福祉社会対策	27
経 済 ・ 雇 用 対 策	27
危機管理・大規模災害対策	28
人材育成・文化・スポーツ振興	28
八潮市道路陥没事故調査等	28

企画財政 委員長報告

委員長 逢澤圭一郎



企画財政委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案2件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第91号議案について、「クビアカツヤカミキリ対策の財源を、全額、彩の国みどりの基金から充当しているが、年度末残高の試算は幾らになるのか。また、その残額では、今後の事業に支障を生じるのではないのか」との質疑に対し、「令和8年度末の残高は約17億円と推計される。森林環境譲与税の創設を契機として令和4年度に基金充当事業を見直したことや、令和8年度末残高の推計値が令和4年度よりも前とおおむね同水準であることから、直ちに必要な事業ができなくなるとは考えていない」との答弁がありました。

次に、第101号議案について、「国の補正予算における物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の本県への配分額は幾らであったのか。また、配分の考え方をどのように評価しているのか」との質疑に対し、「当該交付金の全国総額は1,000億円であり、そのうち本県への配分は23.6億円であった。今回提案している補正予算案では、LPガス、特別高圧電力料金への支援だけでも36.5億円を計上しており、十分な配分額ではないと考えている。各都道府県への配分は、国が人口などの指標を用いて計算しているが、財政力の高い団体は配分額が減算される仕組みであり、これは課題であると考えている。この仕組みについては、これまでも廃止を求めてきたが、引き続き要望をしていく」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案2件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「県・市町村における行政手続のオンライン化の状況について」及び「東埼玉道路沿線地域における新たな交通システムの導入について」質問が行われました。

その中で、「行政手続のオンライン化において、支援や給付が本当に必要な人に対して届く仕組みが重要である。そこには、県民のデジタル化への対応や申請の仕組みを作る職員のIT知識の向上など、様々な課題があるが、その解決のため県全体でDXの力を上げ、オンライン化に取り組むべきと考えるのがいかか」との質問に対し、「県ではDX推進計画において手のひら県庁を目指

す中、プッシュ型給付は必要な人に必要な支援を迅速に届けるところで目指すべきものと考えている。県では、職員のスキルアップを図る研修を充実させているほか、県民への支援として、申請から交付までをデジタルで完結することを目指し、今年度からAIを活用した取組を試行的に始める。手続のオンライン化により、快適で豊かな暮らしやすい埼玉を目指す」との答弁がありました。

次に、「BRT、いわゆるバス高速輸送システムの事業化における今後のスケジュールについてどのように考えているのか。また、県は国や関係市町の調整役としてリーダーシップを発揮する必要があると考えるが、どのような対応を想定しているのか」との質問に対し、「BRTの導入構想は、これまで東部地域の6市1町が中心に議論を進めているが、今後は関係事業者を交え、運営主体や導入に向けた具体的なスケジュールの検討を行うと伺っている。県としては、引き続き、関係市町や事業者などと意見交換を行いながら、事業の段階に応じて必要な支援について検討していく」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、「ダムの貯水状況等について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

総務県民生活 委員長報告

委員長 柿沼貴志



総務県民生活委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案7件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、総務部関係では、第96号議案について、「今回の税制改正で、軽油引取税や自動車税環境性能割の見直しによる県の税収への影響額はどの程度なのか。また、減収分に対する補填について、国とどのような協議を行っているのか」との質疑に対し、「約360億円の減収が見込まれており、令和8年度は地方特例交付金で全額補填されるが、令和9年度以降の財源確保は、現在、国で方策を検討している。恒久的な安定財源確保のため、引き続き、あらゆる機会を通じて国に働き掛けていく」との答弁がありました。

次に、県民生活部関係では、第91号議案について、「地域スポーツクラブ活動支援事業において、地域によっては、運動施設等の既存資源や選択可能な種目などが限られることがあると思うが、県はどのように対応するのか」との質疑に対し、「各市町村が地域の実情に応じて対応

することが求められるが、県としても教育局と連携し、支援を行っていく。また、地域を越えた取組を行う団体の事例などを展開していく」との答弁がありました。

このほか、第93号議案、第97号議案、第98号議案及び第101号議案についても活発な論議がなされ、第94号議案については執行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案7件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決・承認すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「私立学校における校外学習の内容と目的について」質問が行われました。

その中で、「校外学習における訪問先や内容について、各私立学校内での協議や取組をどのように把握しているのか。また、県としての指針を示しているのか」との質問に対し、「国からの通知等に基づいて、安全の確保等について徹底するよう各私立学校へお願いしている。また、当該通知等に基づき自主的に協議等が行われていると認識しているが、その詳細について、県では把握しておらず、個別具体的な指針は示していない」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、県民生活部から「指定管理者に係る令和7年度事業報告書及び令和8年度事業計画書について」、「令和8年度における指定管理者の選定について」及び「スポーツ科学拠点施設整備運営事業について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

環境農林 委員長報告

委員長 小川直志



環境農林委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案2件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、環境部関係では、第91号議案について、「クビアカツヤカミキリ対策が中心となる補正予算案であるが、対症療法的な予算とならないように、一定の方向付けや計画性を持つべきと考えるがいかがか」との質疑に対し、「実効的な防除となるよう、現在、県、市町村、県民の役割等を定めた防除実施計画の策定を進めている。今後は、計画的に事業に取り組み、実施状況の確認、効果検証を行うことで、対症療法的なものとならないよう進めていく」との答弁がありました。

また、「クビアカツヤカミキリは2キロメートルもの距離を飛ぶため、近隣県との関係を含めて、今後の対策に本腰を入れないと、埼玉県から桜がなくなってしまうのではないか」との質疑に対し、「全県的に防除対策を進めていく体制づくりが重要であり、全県で一体となって対策を進めていくよう気運を醸成していく。また、広域的な体制づくりについて、まずは国に要望しており、今後、近隣県とどのような体制をつくっていくのか検討していく」との答弁がありました。

次に、農林部関係では、第101号議案について、「仕入価格高騰緊急支援事業は、価格上昇率などが50%以上の品目を補助対象としているが、中小企業と農家を並列に扱うのではなく、農家の実態に合わせ、上昇率を30%まで下げるなど、もっと使いやすい基準とすべきではないか」との質疑に対し、「価格上昇率50%の基準は、日本銀行が公表する企業物価指数において、ナフサやエチレンなどの基礎原料で既に50%を超える上昇が見られること、今後、石油等由来製品に価格転嫁が進んでいけば、最終製品である農業用資材等にも波及する可能性があることを踏まえて設定した。現時点で価格上昇率が50%以上に達していなくても、価格の上昇は一定の時間差をもって転嫁されることが見込まれるので、まずは現在の基準の下で本事業を適切に執行したい」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案2件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、農林部及び環境部から、それぞれ「指定管理者に係る令和7年度事業報告書及び令和8年度事業計画書について」、予算特別委員会の附帯決議に関連して、農林部から「移動木造応急住宅の事業趣旨の精査と費用対効果の検証について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

福祉保健医療 委員長報告

委員長 松井弘



福祉保健医療委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案2件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、福祉部関係では、第101号議案について、「介護支援専門員の安全確保の推進に関して、複数名訪問する

方に必要とされる能力は、訪問先によって異なる。全体の状況把握に努めてから、補助対象を考えるべきではなかったのか」との質疑に対し、「訪問先の実態を把握してから同行者を選ぶプロセスも重要であるが、同行に対する補助が明日にでも必要という事情もあるので、利用者に顔なじみの専門職の方を想定するなど、現場が無理なくすぐに利用できる制度とした。交付申請の際には、具体的なハラスメント事案や同行する方を把握した上で補助決定し、実績報告でもしっかりと状況を確認していく」との答弁がありました。

このほか、第91号議案についても活発な論議がなされました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案2件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「救急搬送の選定療養費について」質問が行われました。

その中で、「2020年以降の急激な救急出動件数の増加を踏まえて、消防側の意見も聞くべきではないのか」との質問に対し、「病院側からも、消防側に対し、選定療養費の徴収の有無が搬送先の選定に与える影響への懸念や、患者や家族に対して消防から説明してほしい旨の意見もある。こうした病院側の懸念点や意向も踏まえ、今後、県内全ての消防本部を訪問して意見交換をしていきたい」との答弁がありました。

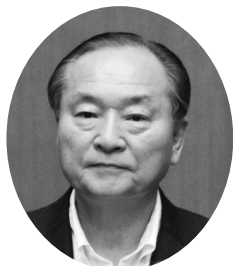
次に、保健医療部から、当面する行政課題として、本年2月定例会での決議を受けて、「埼玉県立小児医療センターにおける髄腔内注射後の重篤な神経症状の発症に係る事案について」の報告がありました。

その中で、「髄腔内注射を再開するに当たり、死亡例や重症例に関わっている医師、看護師、薬剤師などのスタッフの配置転換等は行われるのか」との質問に対し、「複数の事例に共通して関わったスタッフについては、職員の精神的負担も踏まえ、配置転換を行っている」との答弁がありました。

このほか、福祉部から「指定管理者に係る令和7年度事業報告書及び令和8年度事業計画書について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

産業労働企業 委員長報告

委員長 関 根 信 明



産業労働企業委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案2件であります。以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、産業労働部関係では、第101号議案について、「石油製品等価格高騰対策に関して、本来、価格転嫁を進めることも重要であると考えるが、価格転嫁の促進ではなく、補助制度を創設した理由は何か。また、今後、価格転嫁や適正取引の推進にどのように取り組んでいくのか」との質疑に対し、「今回の補正予算案は、中東情勢の先行きが不透明であることなどにより価格転嫁を図れずに、利益率が減少している中小企業等のセーフティネットとして位置付け、補助制度を創設した。価格転嫁の取組としては、令和4年9月に産・官・金・労の12団体で全国初となる『価格転嫁の円滑化に関する協定』を締結し、オール埼玉で取り組んでいるほか、価格交渉支援ツールの公開や、中小企業診断士による伴走支援をいづれも無料で実施するなど、総合的に価格転嫁の取組を進めていく」との答弁がありました。

次に、企業局関係では、第92号議案について、「浄水場で使用する薬品等に関して、価格上昇に加え、原材料不足や物流停滞も懸念される中、今後の入荷に遅れが生じることはないのか。また、薬品使用量の最適化やコスト削減にどのように取り組んでいるのか」との質疑に対し、「契約の締結に当たり、薬品の製造業者から供給を保証する証明書を提出させるほか、これまでの実績を確認し、製造量を入札の参加条件としているため、今後も納入できるものと判断している。また、薬品使用量の最適化については、河川の水質に合わせて、自動で用量を計算するシステムにより常に最適な薬品の用量となるよう管理している」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案2件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、産業労働部から「指定管理者に係る令和7年度事業報告書及び令和8年度事業計画書について」、企業局から「県営水道における災害対応～災害に負けない水道を目指して～」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

県土都市整備 委員長報告

委員長 杉 田 茂 実



県土都市整備委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

文教 委員長報告

委員長 渡 辺 大



文教委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会には、付託案件がなく、所管事務の調査として、「県立学校における校外学習の目的と内容について」及び「県立特別支援学校における登校時の受入体制について」質問が行われました。

以下、論議のありました主なものについて申し上げます。

まず、「県立学校における校外学習の計画や内容について、教育委員会は事前に把握しているのか。また、事後に報告の提出を受けているのか」との質問に対し、「修学旅行を実施する際は、1か月前までに校外行事实施届の提出を受けており、行事の目的のほか、目的地、実施内容及び安全管理体制等について把握をしている。実施後に報告を求めているが、提出された実施届から変更があった場合は、速やかに報告するよう校長会等を通じて指導していく」との答弁がありました。

また、「教育委員会として校外学習等について、政治的中立性も含めて学習内容まで捕捉することが必要と考えるかどうか」との質問に対し、「教育委員会として責任を持ち、校長会等とのコミュニケーションを密にしながら、学校の教育内容や状況をしっかりと把握していく」との答弁がありました。

また、「校外学習のバス移動について、県の行った調査では、昨年度、管理職が借り上げバスの契約内容を確認していないケースが約290件あった。この結果を踏まえて、どのようにバス移動時の安全確保を図っていくのか」との質問に対し、「臨時の校長会議を開催し、安全確保に係る適切な対応の徹底について、全ての県立学校に指導するほか、対応が不十分であった学校には関係課と連携し、しっかりと指導していく」との答弁がありました。

次に、「特別支援学校の登校時の受入体制について、保護者の個々の事情に応じた柔軟な対応や必要な支援を検討できないのか」との質問に対し、「保護者の希望に応じ、児童生徒の安全な受入に支障がない範囲で柔軟な対応を行っているが、引き続き、保護者の声に耳を傾け、可能な限り柔軟な対応を行うよう、学校現場に話をしていく」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、「指定管理者に係る令和7年度事業報告書及び令和8年度事業計画書について」並びに「令和8年度における指定管理者の選定について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

本委員会に付託されました案件は、議案2件であります。以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、県土整備部関係では、第100号議案について、「新見沼大橋有料道路事業の収支は当初計画どおりとなっているのか。また、今後県として維持管理や修繕の費用負担はあるのか」との質疑に対し、「当初の収支計画では、収入及び支出ともに208億円を見込んでいたが、30年間の総収入は約126億円、総支出は約169億円となる見込みである。しかし、本有料道路事業の利用料金収入で建設費108億円及び維持管理費の一部を賄うことができたことなど、本事業の導入効果は非常に大きかったと考えている。また、道路法に基づき、さいたま市に移管するため、無料開放後の維持管理や修繕は全てさいたま市が行う」との答弁がありました。

次に、都市整備部関係では、第99号議案について、「6か月以上の家賃滞納が発生している場合を訴訟提起の目安としているとのことだが、滞納額の増加を少しでも抑えるため、6か月経過後に訴訟に係る調査を開始するのではなく、もう少し早い段階から準備を進めることができないのか」との質疑に対し、「滞納発生後は、文書送付や訪問による確認、連帯保証人などへの連絡等を繰り返し行っており、その上で、滞納期間が6か月を経過した方に対して訴訟を提起している。今後は、少しでも訴訟手続に至るまでの期間が短くなるよう検討していきたい」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案2件について採決をいたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「荒川第二調節池の今月一部供用開始について」質問が行われました。

その中で、「今回の一部供用開始に伴い、上下流の内水への影響はあるのか」との質問に対し、「調節池より下流については、洪水時に荒川の水を調節池に貯めることで水位の上昇を抑制できると国に確認しており、内水をより円滑に河川へ排水できるようになる。一方、調節池より上流について、現時点では調節池を囲む堤防が完成していないので、河川敷の冠水頻度に大きな変化はないと国に確認しており、内水への影響はないものと考えている」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、都市整備部から「指定管理者等に係る令和7年度事業報告書及び令和8年度事業計画書について」並びに「令和8年度における指定管理者の選定について」、下水道局から「包括的民間委託に係る令和7年度事業実績及び令和8年度事業計画の概要について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

警察危機管理防災 委員長報告

委員長 千葉 達也



警察危機管理防災委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案2件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、警察本部関係では、第95号議案について、「暴力団事務所の開設又は運営禁止区域の拡大に関して、用途地域一律で禁止区域にすることの合理性をどのように評価したのか」との質疑に対し、「例えば、準工業地域や工業地域といった用途地域は、住宅が密集していない場合もあるが、青少年の生活拠点となる可能性があることに変わりはない。用途地域には、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域も含まれており、現在の人口が少ないことをもって規制対象から外す理由にはならず、一定の合理性があるものと考えている」との答弁がありました。

次に、危機管理防災部関係では、第101号議案について、「液化石油ガス価格高騰対策支援事業に関して、更に多くの消費者に補助が行き渡るよう、新しい取組を検討しているのか」との質疑に対し、「LPGガス販売事業者の事務負担軽減のため、実績報告時の添付書類を減らすことを検討している。また、次の補助事業実施時には、事業者の資金繰り負担軽減のため、概算払の導入に向け、制度や処理体制の見直しを検討していきたい」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案2件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「可搬式オービスの窃盗被害の再発防止について」及び「資材置き場等の火災対策について」質問が行われました。

その中で、「可搬式オービスの窃盗被害の再発防止に向けて、どのような取組を行っていくのか」との質問に対し、「各警察署に対し、盗難防止等を徹底する文書を発出した。また、本件の調査結果等を踏まえ、内部規定の見直し等を含む再発防止対策を検討していく」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、危機管理防災部から「指定管理者に係る令和7年度事業報告書及び令和8年度事業計画書について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

自然再生・循環社会対策 特別委員長報告

委員長 美田 宗亮



自然再生・循環社会対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「自然環境の保全・再生、地球温暖化・省エネルギー対策、廃棄物の処理及び資源循環社会の形成に関する総合的対策」であります。今回は、「自然環境の保全・再生について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「ツキノワグマ対策における緊急銃猟想定訓練を実施して、市街地での対策や担い手不足などについて、見えてきた課題はあるのか」との質問に対し、「訓練の参加者へのアンケートでは、緊急銃猟を実施する際、関係機関との連絡調整に時間を要することや、担い手確保が難しいという課題が挙げられた。県としては、昨年12月定例会での補正予算で整理したクマ対策パッケージを着実に進めるとともに、クマの出没場所、緊急度に応じた対応方法を定めたマニュアルを策定し、市町村と共有している。また、狩猟への関心を高めるための研修会を実施するなどの取組を引き続き推進していく」との答弁がありました。

次に、「河川の水質を向上していく必要がある。また、浄化槽の法定検査受検率向上のために、指定採水員制度の活用や行政としての働き掛けを更に進めていくべきと考えるが、現状と今後の取組についてどのように考えているのか」との質問に対し、「現在、指定採水員による法定検査は全体の約1割となっており、検査体制の拡充が必要な状況であるため、保守点検業者から意見や要望を聴取するとともに、他県の指定採水員制度の運用等を調査し、検査業務の改善を検討する。また、保守点検業者や市町村など一体となり、法定検査の受検率向上に向けて取り組んでいくほか、合併処理浄化槽への転換も進めていく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

地方創生・行財政改革 特別委員長報告

委員長 藤 井 健 志



地方創生・行財政改革特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「地方創生・SDGsの推進、魅力ある地域づくり、行財政・職員の働き方改革、県庁舎の建替え等及び情報技術の活用並びにDXの推進に関する総合的対策」であります。今回は、「地方分権改革について」及び「魅力ある地域づくりについて」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「国への提案募集制度について、令和3年度からの5年間に於いて、埼玉県では43件中38件が採択されたとのことだが、採択されなかった提案はどのようなものなのか。また、採択されなかった案件は、今後、どのように対応するのか」との質問に対し、「不採択例として、二重管理となっている食品衛生申請等システムの見直しや、効率的に自動車税が還付できるようになる自動車登録手続へのマイナンバー活用などが挙げられる。必要な提案については、関東知事会や全国知事会等も通じて、国に継続して要望していく」との答弁がありました。

次に、「二地域居住については、指標を設けずに取組を進めているが、何を県でなければ担えない分野と位置付けているのか」との質問に対し、「県として、まずは、全市町村が一体となって転入増に取り組むことが一番重要であるとする。そのため、特設ページやAI相談窓口を開設し、市町村と一体でPRしていくことで、県内全体の気運を高めていきたい。また、成果となる指標が適切に把握できないので、転入者にアンケートをとる仕組みなど、いろいろな方策を検討していきたい」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

公社事業対策 特別委員長報告

委員長 内 沼 博 史



公社事業対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「公社事業の経営・見直しに関する総合的対策」であります。

初めに、今年度の年間テーマ及び審査対象公社について協議し、「公社における改革の取組について」をテーマとして、関連する公社を審査することに決定いたしました。

今回は、「県の公社指導について」並びに年間テーマに係る審査対象公社として、「公益財団法人埼玉県産業振興公社」、「公益財団法人埼玉県公園緑地協会」及び「埼玉県住宅供給公社」の審査を行ったところであります。

審査に当たりましては、執行部及び各公社から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、県の公社指導について、「指定出資法人改革プログラムに関して、今回、埼玉新都市交通株式会社、埼玉高速鉄道株式会社及び埼玉県住宅供給公社の三つの法人が対象外とされているが、業務改革の必要はないという認識なのか」との質問に対し、「御質問の3法人については、課題がないとの認識ではない。社会情勢の変化への対応や収益向上等の観点から、引き続き指導を行っていく。また、各法人が策定する中期経営計画及び事業計画の中で経営目標や収支計画を明確化させている。指定出資法人経営評価委員会の専門的な助言も踏まえつつ、設定された経営目標に対し厳格な進捗管理を行うなど、引き続き関係部局が連携して各法人に対する指導に取り組んでいく」との答弁がありました。

次に、公益財団法人埼玉県産業振興公社について、「埼玉グローバルニッチトップ企業育成支援事業は、既に国内でニッチトップである企業の支援がメインであると理解しているが、これからニッチトップを目指す企業への支援も想定しているのか」との質問に対し、「基本的には、ニッチトップに近い段階にある企業の海外展開を後押しし、グローバルニッチトップ企業へと成長させることを想定している。しかし、必要に応じて、ニッチトップを目指す段階にある企業についても、支援の対象になり得るものと考えている」との答弁がありました。

次に、公益財団法人埼玉県公園緑地協会について、「温暖化の進行が著しい状況において、夏季の利用者数の推移をどのように分析しているのか。また、熱中症対策を今後どのように進めるのか」との質問に対し、「夏季の利用者数の推移は一概に減少傾向にあるものではなく、施設ごとに増減が見られる。今後、県民が安全かつ快適

に利用できるよう、相対的に気温の低い早朝や夜間の利用など時間帯の工夫に加え、施設面及びサービス面の対策を一体的に進めていく」との答弁がありました。

次に、埼玉県住宅供給公社について、「委託契約に関して、契約期間中に人件費や物価が上昇しているが、こうした現在の物価高を踏まえた上で委託しているのか」との質問に対し、「金額設定に当たって、年に1回、直近のコストを基に試算を行っている。受注者は人件費の上昇分を見込んで応札していると考えている。一部で入札不調も見られるものの、全体としては物価上昇等に対応できているものと認識している」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

少子・高齢福祉社会対策 特別委員長報告

委員長 永瀬 秀樹



少子・高齢福祉社会対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「少子・高齢社会、地域医療、障害者並びにシニアを含めた人材活用に関する総合的対策」であります。今回は、「障害者への支援について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「埼玉県手話言語条例をきっかけに手話の認知度と学習意欲が高まっている。それに伴い、必要性が増している専門人材をどのように育成するのか」との質問に対し、「同条例制定後、手話通訳の需要は増加しているが、高度な技術が必要であるほか、登録試験の難易度も高いため養成は十分に進んでいない。そこで、手話通訳者試験の最終合格に至らない者を准通訳者として1年間登録し、活動を可能にする制度を導入している。また、埼玉聴覚障害者情報センターに委託する養成研修を夜間や複数地域で開催しているほか、若年層の育成として、手話サークルの学生が卒業後も手話を続けられるように、地域グループの紹介などを進め、通訳者養成に努めている」との答弁がありました。

次に、「本年4月に高次脳機能障害者支援法が施行された。これを受け、県はどのような支援体制の充実を図るのか。また、支援体制について、地域間で格差が生じているがどのように解消していくのか」との質問に対し、

「法施行を踏まえ、埼玉県総合リハビリテーションセンターと民間3病院を高次脳機能障害者支援センターに指定し、専門的な相談対応など、施策を進める体制を整備している。また、市町村や医療機関などが参加する事例検討会によるネットワークづくりを今年度から各エリアで始めており、高次脳機能障害に対応できる医療機関や施設の数を増やしていく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

経済・雇用対策 特別委員長報告

委員長 飯塚 俊彦



経済・雇用対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「中小企業の振興、先端産業の推進、企業誘致及び働き方改革の推進を含めた雇用に関する総合的対策」であります。今回は、「埼玉県経済の動向と経済・雇用対策について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「これまでも障害者の職場定着について課題となっているが、具体的にどのように取り組んでいるのか」との質問に対し、「障害者雇用総合サポートセンターにおいて、就業後に問題を把握した際には、ジョブコーチを派遣し、きめ細かいサポートを行っている」との答弁がありました。

次に、「後継者不足に関して、事業承継計画の策定後、承継完了まで継続的な支援を行っているのか。また、承継完了後も経営革新計画などの支援と結びつける工夫はできないのか」との質問に対し、「経営者が事業を後継者に円滑に引き継ぐためのロードマップである事業承継計画に沿って、埼玉県事業承継・引継ぎ支援センターや埼玉県産業振興公社が経営課題や資産の承継などの整理について、伴走支援を行っている。また、事業承継に関する様々な取組の事業効果を分析し、事業承継の次のステップである経営革新計画につながるよう工夫していく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続

続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

危機管理・大規模災害対策 特別委員長報告

委員長 木下 博 信



危機管理・大規模災害対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「大規模災害等に係る応急・防災対策及び災害支援に関する総合的対策」であります。今回は、「大規模災害時の対応について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「県の災害オペレーション支援システムと、市町村が運用しているシステムの二重入力などが課題となっているが、使いやすいシステムを県が構築し、システムの一本化に向けて、強く旗を振るべきではないのか」との質問に対し、「市町村の過度な負担にならないように、システムの更新時期などを見計らいながら、引き続き、県のシステムに一本化するよう、防災担当課長会議などで市町村へ働き掛けていく」との答弁がありました。

次に、「被災市町村に連絡員として派遣される県職員は、腕章を着用しているとのことだが、混乱した現場では目立たない。県職員、県の支援であることが一目で分かるように、例えば、埼玉県と明記した、はっきりとした色合いのビブスを着用してはどうか」との質問に対し、「視認性の高いビブスを含め、一目で県の連絡員と分かるように、連絡員の活動に資するものを今後検討していく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

人材育成・文化・スポーツ振興 特別委員長報告

委員長 松澤 正



人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会における審

査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「人材育成、教育改革、文化及びスポーツの振興に関する総合的対策」であります。今回は、「教育改革について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「埼玉県学力・学習状況調査に関して、市町村によっては学力の伸びに差が生じているが、県はその理由を分析しているのか。また、好事例を広めるなど、県全体として格差のない学力向上を目指していくべきだと考えるが、どのように取り組むのか」との質問に対し、「市町村ごとに学力の伸びに差が生じる背景には様々な要因があるが、対策としては、授業改善が重要であると考えている。学力向上につながるの分析結果が出ている『主体的・対話的で深い学び』を進めるための研修プログラムを作成し、各学校での校内研修に生かすように活用を促す。また、学力が伸び悩む市町村に対して、指導主事が直接学校を訪問し、授業改善に向けた指導助言を行っている。これらの取組により、学力向上に向けたPDCAサイクルを各学校で自走できるよう、県としても引き続き支援をしていく」との答弁がありました。

次に、「特別支援学校の就労支援に関して、就労率が上がっていると評価している。一方、就職後の定着状況を県はどのように把握し、企業や関係機関と支援体制を構築しているのか。また、離職した理由の中で多いものは何か」との質問に対し、「特別支援学校では、地域の障害者就業・生活支援センターと連携を図り、就労企業等への訪問のほか、保護者や本人、就労企業への電話連絡などにより、卒業後も3年間フォローアップしている。卒業から1年後に、職場に定着している割合は87.3%、3年後は72%となっている。離職した理由の中で一番多いものは、労働意欲の減退、次いで人間関係であった」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

八潮市道路陥没事故調査等 特別委員長報告

委員長 宇田川 幸 夫



八潮市道路陥没事故調査等特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「八潮市道路陥没事故対応及び下水道施設の老朽化対策等に関する件」ですが、今回は、「復旧工事の進捗状況」、「復旧工法検討委員会」、「補償の実施状況」及び「住民の声や意見書・決議などを踏まえた対応」について審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「住民への個別訪問の際に、申込書を持参し、補償を申請していない場合には、申請まで完結できるような丁寧な申請受理の体制など、伴走型支援はできないのか」との質問に対し、「これまでも、相談があれば申込書の記入などを支援してきた。今後、7月から8月にかけて行う家屋調査に合わせた個別訪問でも、申込みを失念していないかを確認する中で、職員が申込書を携えて、一緒に記入するような伴走型の支援を行っていきたい」との答弁がありました。

次に、「複線化すべき管路の基準は整理されているのか。また、複線化まで時間がかかる中、同様の事故が発生するおそれもあるが、維持管理をどのように行っていくのか」との質問に対し、「流域下水道の管路は、その機能を踏まえると全てが重要管路であることから、県が管理する流域下水道の全ての管路を対象に、複線化などリダンダンシー確保の必要性について検討していくほか、大規模下水道における点検、調査や改築、更新の手法が確立していないことから、その手法の確立について、国に対して引き続き強く要望していく。また、維持管理については、現在ある様々な技術を活用し、点検、調査を行っていききたい。」との答弁がありました。

次に、「リダンダンシー確保のためには、日常的な点検や修繕の担い手が必要となることを踏まえると、地元企業の育成が重要である。例えば、工事がWTO案件であっても地元企業が参入できるよう発注方法を工夫すべきではないか」との質問に対し、「工事の発注に当たっては、分割発注や共同企業体での参加条件を付した入札等により県内企業の受注機会の確保に努めていく。これにより、県内企業の技術力向上にもつながることから、しっかりと検討していく」との答弁がありました。

次に、本委員会の付託案件について、審査を踏まえて発言のあった意見・提言の主なものについて申し上げます。

「大口径、深埋設、高流量など大規模箇所について、リダンダンシー確保と維持管理手法の検討を加速させること」、「現地相談窓口の安定的な継続を含め、引き続き丁寧な個別相談対応を実施すること」などがあります。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。